

【掲載官報】

平成 22 年 10 月 1 日 本紙第 5408 号

【法令名】

○防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令

【法令番号】

平成 22 年 10 月 1 日 政令第 209 号

【管轄省庁】

防衛省

【施行期日】

平成 22 年 10 月 1 日

【制定の根拠規定】

防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）第14条第2項
一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第13条第2項、第13条の2第2項
及び第14条第1項

【法令のあらまし】

* 要旨

- 1 経過措置による特勤手当等が支給される官署の範囲を改める。
(原始附則第6項及び第7項関係)
- 2 特殊勤務手当のうち国際緊急援助等手当に関し、心身に著しい緊張を与える場合における国際緊急援助業務に係る額の加算割合を引き上げる。
(別表第5関係)

.....